

「と、「次項各号に掲げる」とあるのは、「その年において生じた同条第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは、「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項）とあるのは、「先物取引の差金等決済に係る損失の金額（租税特別措置法第四十一条の十五第一項）と、「及び第一百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ」とあるのは、「を除く」と、「これらの金額」とあるのは、「当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる」とあるのは、「同法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を超える」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは、「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは、「これらの法律」とする。

7 その年の翌年以後又はその年において第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）

第四十一条の十六 省略

2 省略

3 前二項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第三項	老人控除対象配偶者	租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当す
----------	-----------	---

（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）

第四十一条の十五 同上

3 同上

同上

同上

租税特別措置法第四十一条の十五第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当す

第一百九十四条第一項第五号 は老人扶養親族又	特定扶養親族	第一百九十四条第一項第三号	第一百九十条第二号ハ	第一百八十七条	特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の扶養親族	同法第四十一条の十六第一項の規定に該当する特定扶養親族、同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他老人扶養親族若しくは特定扶養親族及び老人扶養親族以外の扶養親族
租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当する特定障害者若しくはその他の特別障害者	特別障害者	租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当する特定障害者若しくはその他の特別障害者	の規定	省略	障害者がある	同法第四十一条の十六第一項の規定に該当する特定扶養親族、同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他老人扶養親族若しくは特定扶養親族及び老人扶養親族以外の扶養親族

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	障害者又は租税特別措置法第四十一条の十五第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当する特定障害者若しくはその他の特別障害者	同法第四十一条の十五第一項の規定に該当する特定扶養親族、同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他老人扶養親族若しくは特定扶養親族及び老人扶養親族以外の扶養親族
租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当する特定障害者若しくはその他の特別障害者	租税特別措置法第四十一条の十五第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当する特定障害者若しくはその他の特別障害者	租税特別措置法第四十一条の十五第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当する特定障害者若しくはその他の特別障害者	並びに租税特別措置法第四十一条の十六第一項又は第二項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十五第一項又は第二項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定	障害者又は租税特別措置法第四十一条の十五第一項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当する特定障害者若しくはその他の特別障害者	同法第四十一条の十五第一項の規定に該当する特定扶養親族、同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他老人扶養親族若しくは特定扶養親族及び老人扶養親族以外の扶養親族

別表第一の備考 〔4〕、別表第三 の備考〔4〕及び 別表第四の備考 〔1〕	障害者がある 省略	障害者又は租税特別措置法第四十一条 の十六第一項（同居の特別障害者又は 老親等に係る扶養控除等の特例）の規 定に該当する特別障害者がある 省略
	回上 同上	障害者又は租税特別措置法第四十一条 の十五第一項（同居の特別障害者又は 老親等に係る扶養控除等の特例）の規 定に該当する特別障害者がある 回上 同上

4 第一項の規定の適用があつた場合における所得税等負担軽減措置法別表第一たゞ
別表第三の適用につけば、所得税等負担軽減措置法別表第一の備考〔4〕中
「障害者がある」ふるむれば「障害者又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第
二十六号）第四十一条の十六第一項の規定に該当する同項の特別障害者がある」
ふるむれば「これらの一に該当するごとに」ふる
所得税等負担軽減措置法別表第一の備考〔4〕及び別表第三の備考〔1〕「障害者が
ある」ふるむれば「障害者又は租税特別措置法第四十一条の十六第一項の規定に
該当する同項の特別障害者がある」ふる「その障害者1人につき」ふるむれば「
これらの一に該当するごとに」ふる。

(寡婦控除の特例)

第四十一条の十七 省略

2 前項の規定がある場合における所得税法の規定の適用については、次の
表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる
字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第一 項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一 項（寡婦控除の特例）の規定に該当す る寡婦若しくはその他の寡婦
第一百九十条第一 号ハ	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十 七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第一百九十四条第 一項第一号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一 項（寡婦控除の特例）の規定に該当す

回上 同上	回上 同上	障害者又は租税特別措置法第四十一条 の十五第一項（同居の特別障害者又は 老親等に係る扶養控除等の特例）の規 定に該当する特別障害者がある 回上 同上
	租税特別措置法第四十一条の十六第一 項（寡婦控除の特例）の規定に該当す る寡婦若しくはその他の寡婦	並びに租税特別措置法第四十一条の十 六第一項（寡婦控除の特例）の規定

る寡婦若しくはその他の寡婦

る寡婦若しくはその他の寡婦

(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

第四十一条の十八 省略

2・3 省略

4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十八第二項（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をするべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十八第二項（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

6 省略

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十九 個人が、第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

（ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例）

第四十一条の二十 省略

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第二号中「施設の経営者」とあるのは「施設の経営者及び租税特別措置法第四十一条の二十第一項（ホステス等の業務に関する

(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

第四十一条の十七 同上

2・3 同上

4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十七第二項（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をするべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十七第二項（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

6 同上

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十八 個人が、第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

（ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例）

第四十一条の十九 同上

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第二号中「施設の経営者」とあるのは「施設の経営者及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（ホステス等の業務に関する

る報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)に規定する事業を営む者」と、同条第三項中「ホステス等」とあるのは「ホステス等(租税特別措置法第四十一条の二十第一項に規定するホステス等を含む。)」と、「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 省略

二 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三・五 省略

2 省略

3 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4・5 省略

(所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整)

第四十二条の三の二 第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第九条、第十条、第十条の二第三項若しくは第四項、第十条の三第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の四第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の五第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の六第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の七第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の八第三項から第五項まで若しくは第十一項、第二十五条、第二十八条の四、第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十から第三十七条の十四まで、第三十九条、第四十条の二第二項、

る報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)に規定する事業を営む者」と、同条第三項中「ホステス等」とあるのは「ホステス等(租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定するホステス等を含む。)」と、「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 同上

一 同上

二 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三・五 同上

2 同上

3 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4・5 同上

(所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整)

第四十二条の三の二 第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段、第九条、第十条、第十条の二第三項若しくは第四項、第十条の三第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の四第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の五第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の六第三項から第五項まで若しくは第十一項、第二十五条、第二十八条の四、第四節第二款から第八款まで、第三十九条から第八款まで、第三十七条の十から第三十七条の十四まで、第三十九条

第五節、第四十一条の七第二項又は第四十一条の十四から第四十一条の十九までの規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用について、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第九条、第十条、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の六第三項から第五項まで及び第十一項、第二十五条、第二十八条の四、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十から第三十七条の十四まで、第三十九条、第四十条の二第二項、第二章第五节、第四十一条の七第二項並びに第四十一条の十四から第四十一条の十九までの規定並びに」とする。

2
省
體

(試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除

(試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除

第四十条の二第二項、第五節、第四十一条の七第二項又は第四十一条の十四から第四十二条の十八までの規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第一条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段、第九条、第十条、第十条の一第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の六第三項から第五項まで及び第十一項、第二十五条、第二十八条の四、第二章第四節第一款から第八款まで、第三十七条の十から第三十七条の十四まで、第三十九条、第四十条の二第二項、第二章第五節、第四十一条の七第二項並びに第四十二条の十四から第四十二条の十八までの規定並びに」とする。

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）の昭和四十二年六月一日から平成十八年三月三十日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。以下この条において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が、当該法人の比較試験研究費の額を超えるかつ、基準試験研究費の額を超える場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項まで、第七項及び第八項において同じ。）から、当該比較試験研究費の額を超える部分の金額の百分の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の十二に相当する金額（当該法人の当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該百分の十二に相当する金額に当該

2
同上

第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の一までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から、当該比較試験研究費の額を超える部分の金額の百分の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の十二に相当する金額（当該法人の当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該百分の十二に相当する金額に当該特別試験研究費

特別試験研究費の額の百分の十五に相当する金額を加算した金額と当該法人税の額の百分の十四に相当する金額とのいずれか少ない金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

の額の百分の十五に相当する金額を加算した金額と当該法人税の額の百分の十四に相当する金額とのいずれか少ない金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

2 青色申告書を提出する法人の各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・一を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第八号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該事業年度の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したもの）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第八号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4 青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計

算した金額。以下この項において同じ。) が当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合その他の政令で定める場合には、政令で定める金額)を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の二十分の一に相当する金額(当該事業年度において第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受けける金額は、当該百分の一二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下この項及び次項において「繰越税額控除事業年度」という。)開始の日前一年以内に開始した各事業年度が連結事業年度に該当する場合における前項の規定の適用については、当該繰越税額控除事業年度を連結事業年度とみなして計算した場合における当該繰越税額控除事業年度の当該法人に係る第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額(当該繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度終了の日の翌日から繰越税額控除事業年度開始の日の前日までの間に開始した連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額)に相当する金額(既に前項の規定により当該連結事業年度後に開始した各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)は、繰越税額控除限度超過額とみなす。ただし、当該法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消され、かつ、当該繰越税額控除事業年度が当該承認の取消しのあつた日から起算して一年以内に開始した事業年度である場合には、この限りでない。

6 第四項の場合において、前項の繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度前に開始した各事業年度(連結事業年度に該当するものを除き、繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度に限る。)における第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額(既に第四項の規定により当該連結事業年度後の各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)があるときは、当該

合計額は、繰越税額控除限度超過額から控除する。

7 | 政令で定める中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）の各事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十項第十号において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8 |

青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項から第四項までの規定の適用

を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）が当該事業年度開始日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額（当該事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合その他他の政令で定める場合には、政令で定める金額）を超える場合には、当該法人が繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該法人の当該事業年度における繰越中小企業者等税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9 |

第五項及び第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「第六十八条の九第十二項第十二号に

2 |

政令で定める中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）の昭和六十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の額の百分の六（平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については、百分の十）に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額を限度とする。

規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と、第六項中「第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、これら」とあるのは「第七項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と読み替えるものとする。

10 第二項若しくは第三項に規定する法人又は第七項に規定する中小企業者等の平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度へ平成十五年四月一日以後に終了する各事業年度に限る。)における第二項、第三項又は第七項の規定の適用については、第二項中「百分の十」(とあるのは「百分の十二」)と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第七項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

11 連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。)において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用があり、かつ、当該連結子法人の当該各連結事業年度(以下この項において「税額控除連結事業年度」という。)につき次に掲げる金額があるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに次条第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一 当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された第六十八条の九第二項又は第七項に規定する試験研究費の額

二 当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された第六十八条の九第三項に規定する特別共同試験研究費の額

三 当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における第六十八条の九第十一

項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四 当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における第六十八条の九第十二項第十二号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一四省略

五 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関と共同して行う試験研究、大学と共同して行う試験研究、その他の政令で定める試験研究に関する試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

六 試験研究費割合 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額（当該事業年度及び当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該連結事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に対する割合をいう。

七 特別共同試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

八 繰越税額控除限度超過額 第四項に規定する法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第四項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

九省略

十 繰越中小企業者等税額控除限度超過額 第八項に規定する法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあ

3 同上

一四同上

五 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用的合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

つては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一条の三に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度に限る。)における中小企業者等税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に第八項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

13| 省略

14| 第一項、第二項及び第三項又は第七項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

15|

第四項又は第八項の規定は、第二項若しくは第三項又は第七項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第四項又は第八項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第五項(第九項において準用する場合を含む。)の規定により繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の九第二項若しくは第三項又は同条第七項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度)の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書(当該適用を受けた連結事業年度後のある場合には、同条第三十一号に規定する確定申告書)に第六十八条の九第四項又は第八項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第四項又は第八項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

16| 第十二項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における適用年度の開始の日前五年以内に開始し

4| 同上

5| 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6| 第三項に定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における適用年度の開始の日前五年以内に開始し

年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の計算、第十一項の規定の適用を受ける事業年度以後の第五項（第九項

た各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

において準用する場合を含む。」の規定により繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の四（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の四（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の四（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

四第一項から第四項まで、第七項及び第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで、第七項及び第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで、第七項及び第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

第十一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第十一項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第十一項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、平成四年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下こ

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の五 同上

の条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。) を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第一号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第八項において「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額(第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一～三 省略

四 前条第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2 前条第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)が、指定期間に内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小企業者等の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項、次項及び第五項、前条、次条第一項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二ま

一～三 同上

四 前条第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2 前条第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)が、指定期間に内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小企業者等の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項、次項及び第五項、前条、第四十二条の七第一項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二ま

での規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3・4 省略

5 | 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。）において、「取消当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前条第十一項、次条第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6・11 省略

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の六 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（第三項までにおいて「中小企業者等」という。）が、平成十年六月一日から平成十六年三月三十日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産について、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第三号に規

の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3・4 同上

5 | 供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十第一項又は第三項に規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項又は第三項の規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6・11 同上

第四十二条の六 削除

定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)

二 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 特定中小企業者等(中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。)が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条规定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。)からその指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取 得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約に

より賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項、第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産（第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるとところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除

限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6 第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十一第三項に規定する減価償却資産を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する減価償却資産については、同項の規定）の適用を受けた法人（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度）において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。）のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日か

ら当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7

連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十一第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十一第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るもの扣除。）を加算した金額とする。

8

第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9

第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受けれる金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10

第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度額超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額

の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

(同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」とする。

第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の六第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の六第六項又は第七項」とするほか、同法第一編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六項の規定の適用を受ける減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の七 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、昭和六十一年四月一日から平成十

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の七 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、昭和六十二年四月一日から平成十